

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この事業は、低入札価格調査制度の検証対象案件ではない。

おって、この事業は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

平成25年5月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 事業名

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

(2) 事業場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター

(3) 事業概要

桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで発生する脱水汚泥を対象に、固形燃料化物を製造する施設（以下「本施設」という。）の設計及び建設を行い、完成後に本施設の維持管理及び運営（本施設で製造される固形燃料化物の買取り、利用先の確保及び供給を含む。以下「維持管理運営」という。）を実施するものである。

本事業は、本施設の設計及び建設並びに維持管理運営を事業者へ委託するDBO方式（公共が資金を調達し、施設の設計（Design）及び建設（Build）並びに維持管理運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、事業者は、維持管理運営の開始までに維持管理運営業務の実施のみを目的とする特別目的会社を設立し、その業務を行うものとする。

ア 施設概要

脱水汚泥の炭化又は乾燥を行うことにより、固形燃料化物を製造する施設

イ 施設規模

計画処理能力を1日当たり50トンとする。なお、系列数は問わない。

(4) 事業期間

京都府議会の議決を得た日の翌日から平成49年3月31日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075) 954-1877

(2) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成25年5月14日（火）午前9時から平成25年5月29日（水）午後4時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、本事業の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(3) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間

平成25年5月14日（火）午前9時から平成25年8月30日（金）午後2時まで

イ 閲覧方法

設計図書については、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、単体の建設業者（以下「単体業者」という。）又は設計、建設、維持管理運営、固形燃料化物の買取り及び固形燃料化物の利用を行う各企業の全部若しくは一部から構成される企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 共同企業体の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 次に掲げる者が共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）に含まれること。

(ア) 本施設の設計を行う者

(イ) 本施設の建設を行う者（1者に限る。）

(ウ) 本施設の維持管理運営を行う者

(エ) 本施設で製造した固形燃料化物を買い取る者

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 構成員から代表となる企業（以下「代表者」という。）を定めるとともに、入札参加資格申請に当たっては、代表者が申請手続を行うこと。

エ 全ての構成員が特別目的会社に出資すること。

オ 構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

カ 構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員になっていないこと。

キ 複数の入札参加資格申請を行っていないこと。

ク 構成員の数が最大4であること。

(2) 単体業者の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 特別目的会社に出資すること。

イ 他の入札参加者の構成員になっていないこと。

ウ 複数の入札参加資格申請を行っていないこと。

(3) 入札参加者の共通要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、全ての構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 5に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から6に定める開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

オ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事に関する債務を遅滞していないこと。

カ 本事業に関する府のアドバイザー業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（4）本施設の設計に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、（1）のアの（ア）の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア 管理技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置することができること。

イ 建築担当技術者として一級建築士の資格を有する技術者を配置することができること。

（5）本施設の建設に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、（1）のアの（イ）の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであって、直近のもの（以下「対象経審」という。）における機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。

ウ 平成10年度以降に完工した、汚泥に関する固形燃料化設備（処理能力が1日当たり25トン以上のものに限る。）又は汚泥に関する乾燥設備、炭化設備若しくは焼却設備（固形燃料化設備以外であつて、処理能力が1日当たり50トン以上のものに限る。）の設置工事の元請（共同企業体として受注した場合にあつては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。

エ 監理技術者又は主任技術者として、水道施設工事又は機械器具設置工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事期間中、専任で配置することができる者であること。配置する技術者は、汚泥に関する固形燃料化設備、乾燥設備、炭化設備又は焼却設備（建築機械設備を除く。）の元請の監理技術者、主任技術者又は担当技術者としての従事経験を有すること。

なお、工場製作過程のみの期間の技術者とそれ以外の期間の技術者とは同一の者である必

要はないが、別の技術者を配置する場合は、それぞれの技術者が上記の条件を満たしている必要があるとともに、その旨、配置予定技術者調書に明記すること。

オ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績及び技術者の従事経験については、国内での施工実績及び従事経験に限るものとする。

カ 主要機器の製造に係る設計管理、工程管理並びに検査及び試験等の品質管理に関し、自社において実施することができる技術的能力及び社内体制を有する者であること。

(6) 本施設の維持管理運営に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、(1)のアの(ウ)の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア (5)のウに掲げるいずれかの設備の運転管理業務の履行実績を有すること。

なお、履行実績は年間業務（単年又は複数年とする。）のものとする。

イ 維持管理運営を総括する専門技術者として、(5)のウに掲げるいずれかの設備の運転管理の年間業務（単年又は複数年とする。）の従事経験を有する技術者を、総括責任者又は副総括責任者として維持管理運営業務開始から1年以上専任で配置することができること。

ウ 複数の構成員で維持管理運営業務を実施する場合は、全ての者がア及びイの要件を満たすこと。

(7) 固形燃料化物の買取りに関する要件

本施設で製造した固形燃料化物を利用する企業から、事業期間中に製造する固形燃料化物の全量を有価で購入する確約を得ていること。

(8) 参加資格の喪失

入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に(1)から(7)までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

(9) 構成員の変更

構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行い、構成員を変更しても(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たすことを確認し、府が当該変更を妥当と認めたときは、構成員の変更を認めるものとする。

(10) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」に準じること。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本事業の総合評価については、標準点（100点）に地域への貢献及び企業の技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める技術評価に必要な資料（以下「技術提案書」という。）及び技術提案書提出書（様式第14-2号）を提出し、内容の確認を受けなければならない。

(3) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工等を府が認めた場合の当該提案を含む。）の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、次のとおり取り扱う。

- ア 工事成績評定点の減点
- イ 違約金の徴収

(4) その他

詳細については、入札説明書による。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、本事業は、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象事業である。電子入札システムによりがたい者は、府の承諾を得て例外的に紙入札方式によることができる。

(1) 提出期間

平成25年5月28日（火）午前9時から午後6時まで及び平成25年5月29日（水）午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について2の（1）の場所に持参又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、（1）の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、確認申請書及び資格確認資料を各1部、2の（1）の場所に持参又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、単体業者として提出する者はエ及びオに掲げる書類の提出を、府の平成25年度建設工事競争入札参加資格を有する者はカからコまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

- ア 同種工事等の施工実績調書
- イ 配置予定技術者調書
- ウ 本施設の建設を行う者の対象経審の結果通知書の写し
- エ 共同企業体協定書の写し

- オ 共同企業体委任状の写し
- カ 本施設の建設を行う者の建設業許可証明書の写し
- キ 府税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- ク 入札参加者が法人である場合は、登記事項証明書
- ケ 本施設の建設を行う者の営業所一覧表
- コ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(4) その他

- ア 確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- イ 提出された確認申請書及び資格確認資料は、返却しない。

6 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成25年 8月29日 (木) 午前9時から午後6時まで及び平成25年 8月30日 (金) 午前9時から午後2時まで

イ 開札日時

平成25年 9月 4日 (水) 午前10時(都合により日時を変更する場合は、平成25年 8月28日 (水)までに連絡する。)

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成25年 8月30日 (金) 午後2時

(イ) 提出先

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所長

(ウ) その他

提出方法は、入札説明書に定める。

(2) 入札の方法

入札書及び様式集に定める様式第19号から第24号まで(以下「事業費内訳書等」という。)を次のとおり提出すること。

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び事業費内訳書等を提出すること。

なお、事業費内訳書等の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1)のウの(イ)の場所に持参又は郵送((1)のウの(ア)の期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)するとともに、入札書に事業費内訳書等を別送する旨を表示し、別送する書類の目録、ページ数及び別送年月日を記載した紙ファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、入札書及び事業費内訳書等を(1)のウの(イ)の場所に、持参又は郵送((1)のウの(ア)の期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用している入札を含む。）をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、府の工事等契約に係る指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

シ 開札時点において有効な事業費内訳書等を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

ス 他人の氏名又は他の商号が記載された事業費内訳書等を提示し、又は提出した者の行った入札

セ 入札金額と異なる事業費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札

ソ 建設を行う者であって、開札時点において有効な対象経審の結果通知のないものの行った入札

（5）入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、紙入札者にあつては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が2の（1）の場所に到達するまで、電子入札者にあつては入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を2の（1）の場所に直接持参して申し出なければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の工事等契約に係る指名停止措置を行うことがある。

（6）落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成した予定価格の

制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額のうち設計及び建設に係る金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。また、落札者は、各年度の維持管理運營業務開始の10日前までに、当該年度の維持管理運營業務委託料の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約手續

(1) 落札者の決定後、7日以内に、事業契約書に基づく仮契約書を作成すること。

(2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手續要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 落札者の決定後の契約は京都府議会の議決を得るまでは仮契約とし、仮契約の当事者が開札以降、京都府議会の議決を得る日までに府の工事等契約に係る指名停止措置等に該当する行為を行った場合は、当該仮契約を解除することがある。

12 Summary

(1) Main content of contract :

The Project of Sewage sludge fuel production at Rakusai Wastewater Treatment Plant of Katsura River Right Bank Regional Sewerage

(2) Deadline for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation :

4:00 p.m. on Wednesday, May 29, 2013

(3) Date, time and method for submission of tenders

Method : Mailing, bringing or online Kyoto electronic bidding system

Date and time : From 9:00 a.m. to 6:00 p.m. on **Thursday, August 29**, 2013 and from 9:00 a.m. to 2:00 p.m. on **Friday, August 30**, 2013

(4) For further information contact :

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL. (075)954-1877

入札説明書

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成 25 年 5 月 14 日

2 契約担当者

京都府知事 山 田 啓 二

3 担当部局

(1) 京都府文化環境部水環境対策課建設担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号 (075) 414-5212 ファクシミリ番号 (075) 414-5470

(2) 京都府流域下水道事務所総務室

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
電話番号 (075) 954-1877 ファクシミリ番号 (075) 955-2224

4 入札に付する事項

(1) 事業名

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

(2) 事業場所

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター

(3) 事業概要

桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで発生する脱水汚泥を対象に、固形燃料化物を製造する施設（以下「本施設」という。）の設計及び建設を行い、完成後に本施設の維持管理及び運営（本施設で製造される固形燃料化物の買取り、利用先の確保及び供給を含む。以下「維持管理運営」という。）を実施するものである。

本事業は、本施設の設計及び建設並びに維持管理運営を事業者へ委託する DBO 方式（公共が資金を調達し、施設の設計 (Design) 及び建設 (Build) 並びに維持管理運営 (Operate) を一括して民間へ委託する方式）で行う。

なお、事業者は、維持管理運営の開始までに維持管理運営業務の実施のみを目的とする特別目的会社を設立し、その業務を行うものとする。

ア 施設概要

脱水汚泥の炭化又は乾燥を行うことにより、固形燃料化物を製造する施設

イ 施設規模

計画処理能力を1日当たり50tとする。なお、系列数は問わない。

(4) 事業期間

この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日(以下「契約締結の日」という。)の翌日から平成49年3月31日まで

ア 設計及び建設

契約締結の日の翌日から平成29年3月31日まで

イ 維持管理運営(固形燃料化物の買取りを含む。)

平成29年4月1日から平成49年3月31日まで

(5) 固形燃料化技術

固形燃料化物を製造する技術方式は、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 1の公告日において日本国内の下水道事業での稼働実績を有するもの。

イ 次のいずれかの評価又は証明を現に得ている、又は15(1)の技術提案書の提出日までに得られるもの。

(ア) 地方共同法人日本下水道事業団による技術評価

(イ) 公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術性能評価証明

ウ ア及びイに掲げるもののほか、府がこれらと同等であると認めるもの。

(6) 本事業は、工事施工上及び維持管理運営上の技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行事業である。

(7) 本事業は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行事業である。

(8) 本事業は、「低入札価格調査制度の検証」対象工事でない。

(9) 本事業は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件である。

(10) 受注者は、維持管理運営開始までに、会社法(平成17年法律第86号)の定めるところに従い、維持管理運営業務の実施のみを目的とする株式会社(以下「特別目的会社」という。)を設立し、維持管理運営を行うものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、単体の建設業者(以下「単体業者」という。)又は設計、建設、維持管理運営、固形燃料化物の買取り及び固形燃料化物の利用を行う各企業の全部若しくは一部から構成される企業体(以下「共同企業体」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 共同企業体の要件

次に掲げる要件を全て満足すること。

ア 次に掲げる者が共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)に含まれること。

(ア) 本施設の設計を行う者

(イ) 本施設の建設を行う者（1者に限る。）

(ウ) 本施設の維持管理運営を行う者

(エ) 本施設で製造した固形燃料化物を買い取る者

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 構成員から代表となる企業（以下「代表者」という。）を定めるとともに、入札参加申請に当たっては、代表者が申請手続を行うこと。

エ 全ての構成員が特別目的会社に出資すること。

オ 構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

カ 構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員になっていないこと。

キ 複数の入札参加資格申請を行っていないこと。

ク 構成員の数が最大4であること。

(2) 単体業者の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 特別目的会社に出資すること。

イ 他の入札参加者の構成員になっていないこと。

ウ 複数の入札参加資格申請を行っていないこと。

(3) 入札参加者の共通要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、全ての構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 14に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から23に定める開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

オ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事に関係する債務を遅滞していないこと。

カ 本事業に関する府のアドバイザー業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(4) 本施設の設計に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと（共同企業体である入札参加者にあつては、(1)のアの(ア)の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。）。

ア 管理技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに

限る。)又は上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)の資格を有する技術者を配置することができること。

イ 建築担当技術者として一級建築士の資格を有する技術者を配置することができること。

(5) 本施設の建設に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと(共同企業体である入札参加者にあつては、(1)のアの(イ)の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。)

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの(以下「対象経審」という。)における機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。

ウ 平成10年度以降に完工した、汚泥に関する固形燃料化設備(処理能力が1日当たり25トン以上のものに限る。)又は汚泥に関する乾燥設備、炭化設備若しくは焼却設備(固形燃料化設備以外であつて、処理能力が1日当たり50トン以上のものに限る。)の設置工事の元請(共同企業体として受注した場合にあつては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。

エ 監理技術者又は主任技術者として、水道施設工事又は機械器具設置工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事期間中、専任で配置することができる者であること。配置する技術者は、汚泥に関する固形燃料化設備、乾燥設備、炭化設備又は焼却設備(建築機械設備を除く。)の元請の監理技術者、主任技術者又は担当技術者としての従事経験を有すること。

なお、工場製作過程のみの期間の技術者とそれ以外の期間の技術者とは同一の者である必要はないが、別の技術者を配置する場合は、それぞれの技術者が上記の条件を満たしている必要があるとともに、その旨、配置予定技術者調書に明記すること。

オ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績及び技術者の従事経験については、国内での施工実績及び従事経験に限るものとする。

カ 主要機器の製造に係る設計管理、工程管理並びに検査及び試験等の品質管理に関し、自社において実施することができる技術的能力及び社内体制を有する者であること。

(6) 本施設の維持管理運営に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと(共同企業体である入札参加者にあつては、(1)のアの(ウ)の構成員がこれらの要件を全て満たすこと。)

ア (5)のウに掲げるいずれかの設備の運転管理業務の履行実績を有すること。

なお、履行実績は年間業務(単年又は複数年とする。)のものとする。

イ 維持管理運営を総括する専門技術者として、(5)のウに掲げるいずれかの設備の運転管理の年間業務(単年又は複数年とする。)の従事経験を有する技術者を、総括責任者又は副総括責任者として維持管理運営業務開始から1年以上専任で配置することが

できること。

ウ 複数の構成員で維持管理運営業務を実施する場合は、全ての者がア及びイの要件を満たすこと。

(7) 固形燃料化物の買い取りに関する要件

本施設で製造した固形燃料化物を利用する企業から、事業期間中に製造する固形燃料化物の全量を有価で購入する確約を得ていること。

(8) 参加資格の喪失

入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に（1）から（7）までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

(9) 構成員の変更

構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行い、構成員を変更しても（1）から（7）までに掲げる要件を全て満たすことを確認し、府が当該変更を妥当と認めたときは、構成員の変更を認めるものとする。

(10) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成 17 年 6 月 1 日付け 7 指第 216 号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」に準じること。

6 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号又は様式第 1-2 号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとし、別に定める「様式集」に従って作成すること。

ア及びイに記載した同種工事等に係る契約書等の写し及び当該工事等の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。また、イの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び建設工事に係る配置予定技術者にあつては、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

なお、一般財団法人日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績を証明する資料としては、取り扱わない。

府の平成 25 年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、カからコまでに掲げる書類の提出を省略することができる（共同企業体の構成員にあつても同様とする）。

ア 同種工事等の施工実績調書

5の（5）のウ、5の（6）のアに掲げる資格があることを判断できる同種工事等の施工実績等を少なくともそれぞれ1件、記載すること。

イ 配置予定技術者調書

5の（5）のエ及び5の（6）のイに掲げる資格があることを判断できる配置予定

技術者の資格及び同種工事等の従事経験を記載すること。また、5の(4)のア及びイに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

本入札においては、維持管理運營業務に係る配置予定技術者を除き、複数の候補者を記載することは認めない。

建設工事に係る配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

建設工事に係る配置予定技術者調書に記載した技術者は、その工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

維持管理運營業務に係る配置予定技術者調書に記載した技術者は、維持管理運營業務開始から1年以上専任できるものとする。

配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

ウ 本施設の建設を行う者の対象経審に係る結果通知書の写し

写しは原寸大とする。

エ 共同企業体にあつては、共同企業体協定書(様式第11-2号)の写し

オ 共同企業体にあつては、共同企業体委任状(様式第11-3号)の写し

カ 本施設の建設を行う者の建設業許可証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。ただし、許可の有効期限が経過していて、更新申請中の場合は、建設業許可申請書及びその別表の写しを添付すること。

なお、建設業許可通知書ではないので注意すること。

キ 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(イ) 府税納税義務のある者は、発行後3か月以内の府税納税証明書の写しを提出すること。

なお、府税納税証明書の交付は、最寄りの府税事務所、京都府広域振興局税務室、府税出張所又は京都府庁税務課(府庁1号館5階)で受けることができる。

また、納税者でない者が府税納税証明書の交付を申請する場合は、納税者の委任状を必ず添付する必要がある。

(ロ) 京都府内に営業所がない者等、府税納税義務の無い者は、府税納税証明書を受けることができないため、住所及び氏名を記入し(押印不要。)、『京都府税については、納税義務がありません。』という文言を白紙に記入し、提出すること。

ク 入札参加者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。

ケ 本施設の建設を行う者の営業所一覧表

建設業許可申請書に添付する営業所一覧表(別紙2)を添付すること。ただし、許可申請時以降に変更があった場合は、記載事項を修正すること。

コ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3(請求税目単位の証明)、

書式その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税の証明)又は書式その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の証明)のいずれかとし、発行後3か月以内のもの写しとする。

(イ)消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、京都府工事等競争入札心得の別記様式5-2(免税事業者届出書)に必要な事項を記入の上、提出すること。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9 総合評価に関する事項

(1) 本事業の総合評価については、標準点(100点)に地域への貢献及び企業の技術力の評価(以下「技術評価」という。)における評価項目ごとの得点の合計点である加算点(15点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(2) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める技術評価に必要な資料(以下「技術提案書」という。)及び技術提案書提出書(様式第14-2号)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

(3) 提出資料

提出する技術提案書は、次のとおりとし、要求水準書による要求事項を満足する範囲内で、具体的な提案内容及び提案を採用した際の効果を示すこととする。

ア 技術提案書

別に定める「様式集」に従って作成すること。

イ その他

技術提案書のヒアリング連絡先報告票(様式第14-3号)を作成すること。

(4) 失格について

技術提案書に不備不足がある場合は、失格とし、入札参加を認めない。不備不足がある場合とは、次のとおりとする。

ア 技術提案書が未提出又は白紙の場合

イ 要求水準書による要求事項を満足しない場合

ウ 工期内の完成が確認できない場合

エ 他の構造物や施設に損失を与える計画や提案がある場合

オ 現場条件を無視した計画や提案がある場合

カ 配置予定技術者等のヒアリングにおいて、正当な理由がなく欠席した場合又は出席した技術者のうち一人でも提出された技術提案書を説明できないことが明らかな場合

キ 一括下請等建設業法に違反する提案がある場合

(5) 評価項目及び配点

別に定める「落札者決定基準」による。

(6) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工等を府が認めた場合の当該提案を含む。）の内容が、受注者の責により満足できない場合は、次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の内容が受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \text{点}^{(*)} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

(※) 8点 : 請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

イ 違約金の徴収

技術提案の内容が受注者の責めにより履行できない場合に、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは、違約金を徴収するものとする。

違約金の徴収については、設計及び建設に関するものは工事の履行確認時に契約金額の減額により行い、維持管理運営に関するものは委託業務の年度毎の履行確認時に当該年度の支払い金額の減額により行うことを基本とする。

違約金は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じて算出された金額とする。

$$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は違約金を徴収しない。

10 設計図書の配付期間等

(1) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成 25 年 5 月 14 日 (火) 午前 9 時から平成 25 年 5 月 29 日 (水) 午後 4 時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

また、技術提案書等の様式については、京都府文化環境部水環境対策課のホームペ

ージからダウンロードできる。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後4時）までに、3の（2）の担当部局へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、本事業の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成25年5月14日（火）午前9時から平成25年8月30日（金）午後2時まで

イ 閲覧方法等

(ア) 設計図書については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。また、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午まで及び午後1時までを除く。アの期間の最終日にあつては、午後2時まで）3の（2）の担当部局で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。

(イ) 入札に必要と考えられる資料は、府が定めた範囲で提供する。それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。

11 現場確認及び資料貸与

(1) 申込手続き

現場確認及び資料貸与を希望する者は、次により申し込むことができる。

ア 申込期間

入札公告の日から平成25年6月10日（月）

イ 申込方法

申込書（様式第12号）の持参又は郵送によるものとする。持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送による場合は、アの期間（最終日は正午まで）に必着させること。

ウ 申込先

3の（2）の担当部局

12 確認申請書、資格確認資料、技術提案書及び設計図書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問については、様式第13号に記載し、入札参加資格に関する質問にあつては平成25年5月22日（水）までに、入札参加資格以外の質問にあつては平成25年6月10日（月）までに、ファクシミリで3の（2）の担当部局へ提出すること（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）。

- (2) 回答については、入札参加資格に関する質問にあつては平成 25 年 5 月 24 日（金）までに、入札参加資格以外の質問にあつては平成 25 年 6 月 21 日（金）までに入札情報公開システムに掲載する。

13 予定価格に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下「予定価格質疑取扱要領」という。）第 4 条に規定する照会書（様式第 1 号）に記載し、23 の（1）のエの(ア)の期限までに、3 の（2）の場所へファクシミリで提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

- (2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第 5 条第 1 項に規定する回答書（様式第 2 号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して 3 日（閉庁日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。

なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。

- (3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第 5 条第 2 項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第 3 号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して 3 日（閉庁日を除く。）以内に、ファクシミリで通知する。

14 入札参加資格（技術提案書に関するものを除く。）の確認

- (1) 提出期間

平成 25 年 5 月 28 日（火）午前 9 時から午後 6 時まで及び平成 25 年 5 月 29 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで

- (2) 入札参加資格の確認

資格確認資料を（1）の期間内に提出すること。

なお、本事業は、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う。電子入札システムによりがたい者は、府の承諾を得て例外的に紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（1）の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で 2 メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、3 の（2）の担当部局に持参又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合

に限る。)を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の提出期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、確認申請書及び資格確認資料をA4版で各1部、3の(2)の担当部局に持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) その他

確認申請書、資格確認資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

15 技術提案書及び見積書等の確認

(1) 提出期間

平成25年7月2日(火)午前9時から午後6時まで及び平成25年7月3日(水)午前9時から午後4時まで

(2) 技術提案書の内容確認

入札に参加を希望する者は、技術提案書を(1)の期間内に次のとおり提出すること。なお、(1)の期間内に技術提案書を提出しない者及び技術提案書が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(2)の担当部局

イ 提出部数

正本 1部

副本 3部

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ 4部

ウ 提出方法

持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

なお、技術提案書の追加、訂正及び再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット(レベル1)とし、次の情報を記載する。情報の記載は、直接印刷又は油性フェルトペンでの記載とし、ラベル印刷したものの貼り付けは認めない。

- ・事業名
- ・入札参加者の名称
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式

(3) その他

ア 技術提案書の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却

しない。

イ 提出期間終了後は受け付けないため、時間に余裕を持って提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の工事等契約に係る指名停止措置を行うことがある。

16 入札参加資格確認通知及び技術提案採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

(2) 技術提案採否通知

技術提案書の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

なお、技術提案の採否等に関して必要な場合は、条件を付けることがある。

17 入札参加資格がないと認められた者及び技術提案採否通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者及び技術提案採否通知を受けた者は、府に対して、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成 25 年 8 月 26 日（月）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

3 の（2）の担当部局

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

(2) 説明を求められた場合は、平成 25 年 9 月 2 日（月）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

18 技術提案書等に関するヒアリングの実施

技術提案内容について配置予定技術者等に対するヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

平成 25 年 7 月 22 日（月）又は平成 25 年 7 月 23 日（火）。日時及び場所については、3 の（2）の担当部局から入札参加者ごとに別途通知する。

(2) 出席者

ア 配置予定技術者調書（様式第 4 号、様式第 7 号）に記載の配置予定技術者のうち、府の指名する者。

イ 固形燃料化物の利用先企業のうち、府の指名する者。

(3) 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

19 技術対話

技術提案書等を提出した者に対して、技術対話を次のとおり実施する場合がある。なお、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 13 条の規定により、技術対話の概要を公表する。

(1) 日時及び場所

平成 25 年 7 月 22 日（月）又は平成 25 年 7 月 23 日（火）。技術対話の日時及び場所については、3 の（2）の担当部局から入札参加者ごとに別途通知する。

(2) 出席者

配置予定技術者調書（様式第 4 号、様式第 7 号）に記載の配置予定技術者のうち、府の指名する者。

(3) 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

20 技術提案書の改善

(1) 19 に定める技術対話において、技術提案書等の記載内容について、次のいずれかの場合は、府は改善通知を入札参加者に行い、入札参加者は既に提出した技術提案書等を改善することができる。

ア 府が入札参加者に改善を要請し、入札参加者が応じた場合。

イ 入札参加者が改善の提案を行い、府が採用した場合。

(2) (1) のアにおいて、府が入札参加者に改善を要請するのは、次の場合に限定する。

ア 府の要求事項等に係る指摘

技術提案の内容に、最低限の要求や施工条件を満たさない事項がある場合及び府が修正又は追加事項があると判断した場合

イ 追加資料の提出

技術提案の実現性や安全性を確認するための資料が不足している場合。

21 再技術提案書及び再見積書等の提出

入札参加者が改善通知を受領した場合は、その内容に従い、再技術提案書、添付書類及び再技術提案書の提案内容に基づく見積書等（以下「再技術提案書等」という。）を次のとおり提出しなければならない。

なお、(1) の期間内に再技術提案書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

また、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更及び修正等は認めない。

(1) 提出期間

平成 25 年 7 月 31 日（水）午前 9 時から午後 6 時まで及び平成 25 年 8 月 1 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出場所 3 の（2）の担当部局

(3) 提出部数 15 の (2) のイの部数

(4) 提出方法 持参に限る。

(5) その他

府が入札参加者に改善を要請したにも関わらず、その改善がなされない場合、府は当該入札参加者に対して入札参加資格を喪失した旨を通知する。

22 固形燃料化物購入確約書及び固形燃料化物持込みに係る地方自治体への事前説明実施の証の提出

入札参加者は、固形燃料化物購入確約書及び固形燃料化物持込みに係る地方自治体への事前説明実施の証を提出しなければならない。事前説明は入札参加者又は固形燃料化物を利用する企業が行うものとする。

(1) 提出方法

固形燃料化物購入確約書（様式第 10 号）及び固形燃料化物持込みに係る地方自治体への事前説明実施の証（任意様式。議事録で可。）を持参により提出すること。

(2) 提出期日

21 の (1) の期間

(3) 提出部数

固形燃料化物購入確約書 1 部

固形燃料化物持込みに係る地方自治体への事前説明実施の証 1 部

(4) 提出先

3 の (2) の担当部局

(5) その他

(2) の期間内に提出しなかった者は、入札参加を認めない。

23 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午前 9 時から午後 6 時まで及び平成 25 年 8 月 30 日 (金) 午前 9 時から午後 2 時まで

イ 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出先等

(ア) 受領期限

平成 25 年 8 月 30 日 (金) 午後 2 時

(イ) 提出先

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 番地

京都府流域下水道事務所長

ウ 予定価格の通知及び公表

(ア) 入札者への通知

平成 25 年 8 月 30 日 (金)

- (イ) 予定価格の公表
 - 平成 25 年 9 月 2 日 (月)
 - エ 予定価格に関する質問の受付及び回答
 - (ア) 受付
 - 予定価格の通知をしたときから平成 25 年 9 月 3 日 (火) 正午まで
 - (イ) 回答
 - 平成 25 年 9 月 5 日 (木) まで
 - オ 予定価格に関する質問がないとき
 - (ア) 開札日時
 - 平成 25 年 9 月 4 日 (水) 午前 10 時
 - (イ) 再度入札を行う場合の入札期間
 - 平成 25 年 9 月 5 日 (木) 午前 9 時から午後 2 時まで
 - (ウ) 再度入札の開札日時
 - 平成 25 年 9 月 5 日 (木) 午後 3 時
 - カ 予定価格に関する質問があるとき
 - (ア) 開札日時
 - 平成 25 年 9 月 6 日 (金) 午前 10 時
 - (イ) 再度入札を行う場合の入札期間
 - 平成 25 年 9 月 9 日 (月) 午前 9 時から午後 2 時まで
 - (ウ) 再度入札の開札日時
 - 平成 25 年 9 月 9 日 (月) 午後 3 時
- (2) 入札の方法
- 入札書及び様式集に定める様式第 19 号から第 24 号まで(以下「事業費内訳書等」という。)を次のとおり提出すること。
- ア 電子入札者は、(1) のアの期間内に電子入札システムにより入札書及び事業費内訳書等を提出すること。
- なお、事業費内訳書等の容量が総量で 2 メガバイトを超える場合は、(1) のイの(イ)の場所に持参又は郵送 ((1) のイの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、入札書に事業費内訳書等を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日を記載したファイルを添付すること。
- イ 紙入札者は、(1) のアの期間内 (正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。)に、入札書及び事業費内訳書等を (1) のイの(イ)の場所に持参又は郵送 ((1) のイの(ア)の期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。ただし (10) に規定する再度入札を行う場合は、事業費内訳書等の持参又は郵送を要しない。
- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、事業名、入札書及び再度入札書が在中

している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。

(ウ) 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「事業費内訳書等」と朱書きした中封筒を入れる。

(エ) 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

(オ) 「事業費内訳書等」と朱書きした中封筒には、事業費内訳書等を入れ、封印等の処理をする。

(カ) 入札書を代理人名で提出する場合は、表封筒に委任状を同封すること。

(キ) (10)に規定する再度入札を行う場合は、再度入札に対する入札書を入れた封筒（封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの）を当初の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

(ク) 提出した入札書の書換え、引換え及び撤回はできない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札書には、次の(ア)及び(イ)の合計から(ウ)を減じた金額（消費税及び消費税相当額を含まない金額とすること。）に記載すること。

なお、(イ)及び(ウ)の金額は、要求水準書別紙5に示す汚泥量を取り扱ったとした場合のものとする。

(ア) 本施設の設計及び建設に係る請負代金額

(イ) 本施設の維持管理運営に係る業務委託料（4の（4）のイの期間での総額とする。）

(ウ) 固形燃料化物の売買代金額（4の（4）のイの期間での総額とする。）

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

ウ 入札書に記載する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 事業費内訳書等

ア 入札書の提出に併せ、別に定める「様式集」に従って事業費内訳書等を作成し提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、事業費内訳書（様式第19号）の入札金額（消費税相当額を除く。）に一致させること。

ウ 事業費内訳書等の表紙（様式任意）には、事業名及び入札参加者の商号（名称）のみを記載すること。

エ 事業費内訳書等は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (10)に規定する再度入札を行う場合は、事業費内訳書等の提出を要しない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用し
ての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った
入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して
入札に参加した者の行った入札
- キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いの
ある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、府の工事等契約に係る指名停止措置を受けて開札時点において
指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点
において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入
札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加
者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行っ
た入札
- シ 開札時点において有効な事業費内訳書等を提出していない者の行った入札（再度入札
の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された事業費内訳書等を提示し、又は提出した者の行
った入札
- セ 入札金額と異なる事業費内訳書等の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まな
い額。）提示し、又は提出した者の行った入札
- ソ 建設を行う者であって、開札時点において有効な対象経審（建設を行う者のもの。）
の結果通知のない者の行った入札

(6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、紙入札者にあつては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が3の(2)の場所に到達するまで、電子入札者にあつては入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。この場合は具体的な理由を付した入札辞退届を3の(2)の場所に直接持参して申し出なければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の工事等契約に係る指名停止措置を行うことがある。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 予定価格の公表

入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ただし、エにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

(ア) 再度入札を行う旨

(イ) 再度入札の入札書の提出期間

(ウ) 再度入札の開札日時

ウ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

24 入札保証金

免除する。

25 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を府が指定する日までに提出しないため契約しない場合も、同様とする。

26 開札

開札は23の(1)のイ、オ及びカに掲げる日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

27 落札者の決定方法

(1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成した予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定しない。

(2) 評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

28 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額のうち設計及び建設に係る金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。
- (2) 落札者は、各年度の維持管理運営業務開始の10日前までに、当該年度の維持管理運営業務委託料の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) については、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

29 契約書の作成

- (1) 落札者の決定後、7日以内に、事業契約書に基づく仮契約書を作成すること。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札者が、仮契約締結までに府の工事等契約に係る指名停止措置等に該当する行為を行った場合は、落札者の決定を取消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに府の工事等契約に係る指名停止措置等に該当する行為を行った場合は、当該仮契約を解除することがある。

30 特別目的会社の設立

- (1) 落札者は維持管理運営開始までに、次の全てを満たす特別目的会社を設立するものとする。
 - ア 特別目的会社の所在地は京都府内とすること。
 - イ 落札者が特別目的会社に出資すること。落札者が共同企業体である場合は、全ての構成員が特別目的会社に出資すること。
 - ウ 定款、資本金、株式の発行数、設立当時の組織について、事前に府の承諾を得ること。
- (2) その他の詳細については、事業契約書によるものとする。

31 支払条件

- (1) 前金払
 - ア 各年度の出来高予定額に応じ、次式により算出した額以内かつ3億円以内の額の前払金を支払う。
$$\begin{aligned} & \text{前払金の額} \leq \text{設計業務に相応する請負代金額} \times 3 / 10 \\ & \quad + \text{建設工事に相応する請負代金額} \times 4 / 10 \end{aligned}$$
 - イ 各年度、前払金を支払う。
 - ウ 維持管理運営業務に関する前払金は支払わない。

(2) 中間前金払

京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領に従い、建設工事に係る各年度の出来高予定額の2割以内の額を中間前払金として支払う。維持管理運営業務については、中間前払金は支払わない。

(3) 部分払

各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払金を支払う。ただし、維持管理運営業務については、部分払金は支払わない。

(4) 中間前金払と部分払との選択

京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領に定めるところによる。

32 随意契約により締結する予定の有無

無

33 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

34 その他

(1) 入札参加者は、本入札説明書、設計図書及び事業契約書等を熟読し、府のホームページに掲載している入札心得を遵守すること。

(2) 電子入札者にあつては、府のホームページに掲載している京都府公共工事電子入札運用基準を遵守すること。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあつた場合は、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、府の工事等契約に係る指名停止措置を行うことがある。

(5) 無効の入札を行った者を落札者と決定した場合は、その決定を取り消すことがある。

(6) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。ただし、郵送により再度入札書を提出した者を除く。（当初入札における提案内容を実施することができない場合についても、入札を辞退すること。）

なお、再度入札に参加した者が、予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。

(7) 落札者は、6の(2)のイの配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、府のホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

(8) 事業契約書第27条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に常駐しなければならないことから、

他の工事との兼務はできない。

なお、これに違反した場合は、契約の解除及び府の工事等契約に係る指名停止措置を行うことがある。

- (9) 共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□共同企業体」とすること。
- (10) 落札者は、仮契約締結までに共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (11) 事業協同組合は、共同企業体の構成員として入札参加確認申請をすることはできないが、それぞれの構成員及び組合員は、単体として要件を満たす場合には、構成員として申請することができる。
- (12) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (13) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞出し等については、公表し、当事者に府の工事等契約に係る指名停止措置を行う。
- (14) 落札者は、京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「元下指針」という。）を遵守すること。

なお、正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除及び府の工事等契約に係る指名停止等の措置を行う。
- (15) 落札者は、原則として府内企業を下請負先として選定すること。府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を行う。

府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく理由書を提出すること。